

山口市木質バイオマス利活用計画策定に係る基礎調査等業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、山口市木質バイオマス利活用計画策定に係る基礎調査等業務委託業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名称

山口市木質バイオマス利活用計画策定に係る基礎調査等業務
(山口市木質バイオマス活用推進事業)

(2) 委託期間

契約締結日から平成29年1月20日(金)まで

(3) 業務内容

別添「山口市木質バイオマス利活用計画策定に係る基礎調査等業務委託仕様書」のとおり。

(4) 委託予定額

委託上限額 15,000,000円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む)

3 候補者の選定方法

本プロポーザルに参加する意向の申出をした者のうち、4に掲げる参加資格要件を満たす者に対し、企画提案書(以下「提案書」という。)の提出を本市から要請する。提案書等の提出のあった事業者(以下「提案者」という。)について、評価委員会において提案書等の提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング等について評価し、評価委員会における評価結果に対する審査委員会の審査を経て候補者を選定する。プロポーザル実施に当たり説明会は開催しないこととする。なお、評価委員会の開催は、平成28年8月4日(木)を予定しているが、この日程は変更する可能性もあるため、開催日時及び場所等については、別途提案者に通知することとする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 法人格を有する事業者であること。
- (5) 平成28年8月1日現在において、山口市物品等競争入札参加者の資格及び参加基準等に関する要綱に基づく、業務委託（調査・研究）（設計関係を除く。）のうち調査・分析若しくはその他について、又は業務委託（その他）のその他についての入札参加資格を有すること。
- (6) 平成28年7月1日（金）から契約締結日までの間のいずれの日においても、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 国、都道府県及び市（区）町村税の滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 別添の仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

5 提案者の欠格事由

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本要領に定める手続を遵守しない場合
- (2) 評価委員会委員との不適切な接触が確認された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合

6 プロポーザル参加意向申出書の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、(1)の書類を提出しなければならない。

- (1) 提出書類：プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）
- (2) 受付期間：平成28年7月1日（金）から同月7月19日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間。
- (3) 提出先：〒753-8650
山口市亀山町2番1号 山口市役所2階
山口市 経済産業部 農林政策課 林業振興担当
- (4) 提出部数：1部
- (5) 提出方法：持参又は郵送（期間内必着）
- (6) 審査結果：受付期間終了後、7月21日（木）までに電子メールで通知する。

7 質問及び回答

質問がある場合は、質問書を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

- (1) 提出書類：質問書（様式第2号 Microsoft Office Word 2010 で作成すること。）

(2) 受付期間：平成28年7月1日（金）から同月7月8日（金）午後5時まで

(3) 提出先及び提出方法

提出先：山口市 経済産業部 農林政策課 林業振興担当

提出方法：提出は電子メールによること。

メールアドレス n-seisaku@city.yamaguchi.lg.jp

(4) 回答方法：回答は、質問者名をふせて平成28年7月12日（火）までに山口市ホームページに掲載する。ただし、簡易な質問については、山口市ホームページには掲載せず、個別に回答する。

8 提案書の提出及び提案項目

プロポーザル参加意向申出書を提出し、審査の結果、参加資格があると認められた事業者のみに本市から次のとおりプロポーザル企画提案書等の提出を要請する。

(1) 提出書類

ア プロポーザル企画提案書（鑑は様式第3号とし、内容についてはA4サイズ様式自由）

イ 業務実施体制（様式第4号）

ウ 誓約書（様式第5号）

エ 業務経歴書（A4サイズ様式自由）

オ 会社概要（A4サイズ様式自由）

カ 見積書（A4サイズ様式自由）

見積書は、賦存量及び利用可能量調査業務にかかるものと、木質バイオマス資源の活用に対する提案にかかるものとに分けて作成し、業務内容及び人件費等の積算内訳が分かるよう記載すること。

(2) 提案書作成上の注意

ア 提案書は仕様書の必要事項を満たすこと。

イ 提案内容は簡潔に概要を記載すること。なお、記載を補完するためのイラスト、イメージ図、図面等の添付を可とする。ただし、用紙のサイズはA4、文字サイズは11ポイント以上とし、提案書と合わせて10枚以内とする。

(3) 受付期間

平成28年7月21日（木）から同月29日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間。8月1日（月）に、評価委員会の開催日時、場所等について提案者へ通知する。

(4) 提出先

6（3）の提出先に同じ。

(5) 提出部数

7部（正本1部及び副本6部。なお、正本及び副本のいずれも、フラットファイ

ルA 4版に左綴じすること。)

(6) 提出方法

持参又は郵送（期間内必着）

(7) その他

ア 提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。

イ 提出された提案書等は、返却しない。

ウ 提出された書類は、委託予定事業者の選定以外の目的で使用しない。ただし、山口市情報公開条例（平成17年山口市条例第11号）第4条に基づく公開請求があったときは、同条例第5条の規定により公開をしないことができる情報を除き、請求者に公開する。

9 評価委員会

(1) 委託予定事業者の選定は、提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより、評価委員会が行う。

ア 実施時間：1事業者当たり30分（プレゼンテーション20分及び質疑応答10分）

イ 出席者：1事業者当たり3名以内

ウ その他：プレゼンテーションの際にプロジェクターを使用する場合は、事前に連絡をすること。また、パソコンを使用する場合は、事前に連絡の上、各事業者で準備すること。

(2) 評価事項及び評価割合

別紙3「企画提案書評価基準」のとおり。

10 選定結果の通知

(1) 選定結果は、提案者全員に通知するとともに、山口市ホームページで公表する。

(2) 選定結果の内容に対する質問には、一切応じない。

11 契約

審査委員会の審査により選定した事業者と本業務の委託契約を締結する。

12 その他

(1) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 本プロポーザルに参加する者は、プロポーザル参加意向申出書等の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

(3) 本プロポーザルに参加する者は、プロポーザルの参加申込に当たり、関係法令を遵守すること。なお、関係法令に違反したときは、失格とする。

13 選定スケジュール（予定）

募集要領等の公表	平成28年7月1日（金）
参加意向申出書提出期間	平成28年7月1日（金）～7月19日（火）
質問の受付期間	平成28年7月1日（金）～7月8日（金）
質問に対する回答期限	平成28年7月12日（火）
書類選考【第1次評価】	平成28年7月21日（木）
企画提案書等の受付期間	平成28年7月21日（木）～7月29日（金）
評価委員会の開催通知	平成28年8月1日（月）
プレゼンテーション【第2次評価】	平成28年8月4日（木）
選定結果通知	平成28年8月9日（火）

14 所管課（問い合わせ先）

山口市経済産業部農林政策課林業振興担当

住 所：〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市役所2階

電話番号：083-934-2820

FAX 番号：083-934-2651

E-mail：n-seisaku@city.yamaguchi.lg.jp